

アイ企業年金基金 老齢給付金(脱退一時金)の支給の繰下げ申出書

2022年 3月 1日

【提出方法】

・郵送、FAX、メール(PDFデータ)で届出が可能です
 453-0804
 名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター
 アイ企業年金基金
 TEL:052-481-5608
 FAX:052-481-7271
 メールアドレス:基金まで直接お問合せ下さい

事業所所在地	4530804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18 フジコミュニティセンター
事業所名称 事業主氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役社長 ○○○○ 電話番号 052 (481) 5608
届出者(担当)	山田 太郎 退職金制度 フリープラン コース
事業所番号	9999 セカンドライフ支援金制度 (有)・無

- ◆アイ企業年金基金では、資格喪失後(または退職金拠出終了後)も引き続き同じ会社で勤務する場合、受給権者はその期間支給開始の繰下げを申出ることができます
- ◆アイ企業年金基金規約(第56条及び第61条)に基づき、下記の者が老齢給付金(または脱退一時金)の支給の繰下げを申出ます

氏名(フリガナ)		生年月日	性別	繰下を希望する制度 (一方/両方選択)(※2)	今後勤務を予定している期間		備考欄											
氏名(漢字)(※1)					自(資格喪失日)(※3)	至(繰下げ予定日)(※4)												
加入者番号		年	月	日	年	月	日											
アイキ	タロウ	昭:5	男:5	退職金制度														
(※1) 愛基	太郎	3	7	0	3	0	1											
1	2	3	4	5	6	平:7												
				セカンドライフ支援金制度	令:9	0	4	0	3	0	1	令:9	0	6	0	3	0	1

【提出における注意点】

2022年3月改正

- (※1)繰下げの申し出をおこなう受給権者の署名が必要です
- (※2)繰下を希望する制度欄には、繰下げを希望する制度(一方または両方)に丸印をご記入ください。なお、両制度に加入されていた場合は、原則両制度同時に繰下げとなります(ただし、60歳時点で両制度を資格喪失し、かつセカンドライフ支援金制度にのみ再加入する場合は退職金制度のみ繰下げることができます)
- (※3)今後勤務している期間欄中の自(喪失年月日)欄には、60歳(または65歳)に到達した日の翌日(誕生日)をご記入ください
- (※4)今後勤務している期間欄中の至(繰下げ予定日)欄には、60歳(または65歳)で資格喪失し引き続き同じ会社で勤務する期間(予定日)を記入してください
- (※5)同申出書は、事態発生(資格喪失)後30日以内に、資格喪失届と併せて提出してください

受付日付印

連絡欄					
-----	--	--	--	--	--